

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年12月8日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年11月24日農林水産省告示第1661号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
宇佐美安雄	富士宮市内房字山口1264	富士宮市役所
宇佐美芳太郎	富士宮市内房字山口1264	富士宮市役所
望月養作	富士宮市内房字山口1265の1	富士宮市役所
野村知三郎	富士宮市西山字反保1461の1、1461の2、1467の2	富士宮市役所
佐野浪子	富士宮市上稲子字門野2761の5	富士宮市役所